

沖縄市 ITワークプラザに係る光熱水費及び共益費の取扱要項

(平成 25 年 4 月 1 日決裁)

改正 令和 7 年 7 月 11 日決裁

(趣旨)

第 1 条 この要項、沖縄市 IT ワークプラザ条例 (平成 1 4 年 1 2 月 1 9 日条例第 3 4 号) 第 4 条第 2 項に規定する入居者が負担すべき費用のうち、光熱水費及び共益費の徴収について必要な事項を定めるものとする。

(光熱水費)

第 2 条 市長は、IT ワークプラザの入居者が占有する施設利用についての電気、水道、下水道等の費用を入居者から徴収する。

(共益費)

第 3 条 市長は、IT ワークプラザの入居者の共通の利益を図るため、共益費を入居者から徴収する。

2 IT ワークプラザの入居者が負担すべき共益費は、次の各号に掲げる区分について定める。

- (1) 入居者が共同で利用する電灯等の取り換えに要する費用
- (2) 昇降機保守に係る費用
- (3) 電気保守に係る費用
- (4) 消防設備等保守に係る費用
- (5) 警備に係る費用
- (6) 入居者が良好な居住環境を維持するために要する費用のうち、次に掲げる費用
 - ア ITワークプラザ施設内の清掃に要する費用
 - イ ITワークプラザ施設の敷地内の除草に要する費用
- (7) その他必要と認められる維持管理費用

3 市長は、入居者に負担させることが適当でないと認めるものについて、その全部又は一部を入居者に負担させないことができる。

(共益費の算定方法)

第 4 条 IT ワークプラザの入居者が負担すべき共益費の年額は、次に定める方法により算定した額とする。

2 共益費の額については、入居者が占有する施設使用料の 1 0 0 分の 2 0 とする。

(徴収の方法等)

第 5 条 占有施設において利用する電気、水道、下水道等の費用については、当該施設の利用者の負担として利用翌月に請求するものとする。

2 共益費は、施設使用料と合わせて徴収する。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。

附 則

この要項は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 7 年 7 月 11 日決裁)

- 1 この要項は、公布の日から施行する。
- 2 この要項の施行の日前に第 4 条第 1 項の規定により算定された共益費の年額については、なお従前の例による。